

消防情第206号
消防震第80号
平成16年11月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災情報室長

消防庁震災等応急室長

防災行政無線を使用した通信訓練の実施について

「市町村における非常電源設備等の整備等について（平成16年11月1日付け消防災第209号、消防情第168号）」において、「総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施」について示したところですが、災害発生時の防災行政無線による連絡体制の点検のため、今般、下記により、防災行政無線を使用した非常通信訓練を実施することといたしました。

つきましては、貴都道府県内の市町村に、この旨を十分に周知するとともに、貴都道府県及び管内市町村の連携のもと、対応に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 実施日時 平成17年1月31日までの間で、別添の都道府県ごとに設定する日時

2 訓練内容

大規模災害が発生しNTT回線が遮断するとともに停電したことを想定したうえで、非常電源を立ち上げ、都道府県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）を使用し、原則として各市町村長が自ら、都道府県防災部局及び消防庁に対し被災状況（想定）を連絡すること。訓練の実施に際しては、所管の消防本部の消防長又はその代理の者が立ち会うこと。

なお、地域衛星通信ネットワーク未整備都道府県においては、マイクロ系の都道府県防災行政無線にて、都道府県に対し被災状況を連絡すること。

3 実施方法

(1) 停電したことを想定した訓練であり、都道府県防災行政無線は、非常電源設備により使用すること。（自動切替方式の非常電源設備で訓練時の電源切替が困難な場合は、別途、夜間、休日等において、非常電源により機能することを確認すること。）

(2) 消防庁連絡先 地域衛星通信ネットワーク

震災等応急室 048-500-7527

消防防災危機管理センター 048-500-7510